

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
1	消防本部	総務課	消防団員の確保について	令和2年3月に花巻市消防団組織等再編計画が策定された。現在は令和6年度から10年度までの第2次計画期間となっており、4分団においても、本年12月から8部と9部が統合する予定で、協議が進められている。この統合の背景には団員の減少のほか、変則勤務による訓練や有事の際の出動機会の減少、新規入団希望者の著しい減少等が理由である。 現在、花巻市消防団の定員は1,850人となっており、定員に対しての実人数は1,543人で充足率は83%となっている。4分団については定員177人に対して実人数は140人で充足率は79%となっている。 4分団には13部の部があるが、そのうち定員を満了しているのは、2つの部であり、様々な理由から新規の団員は毎年数名程度となり、部長経験者は退団せず、再度団員に降格したり、あるいは退団後、新規団員や機能別団員として再入団して、可能な限り定員を満たせるよう各々が努力している状況である。 近年の災害の激甚化や大船渡の林野火災等からみように、消防団の役割は多岐にわたりその必要性も増してきている。市民の期待も高まり、近年では自主防災組織等と連携した避難誘導訓練にも取り組んでおり、花巻市の防災を考える上で欠かすことができない、唯一無二の団体である。しかし時代の変化からか、なり手不足が顕著となり、必要時には差进行するような状況である。 令和2年5月に再編計画について当時の矢沢地区の区長の皆様に報告し承諾をいただいた経緯がある。それから5年が経過した今、4分団でも統合を検討する部が見られるようになり、担い手不足はさらに進んでいる。 本日はこの問題を共有するとともに、さらに消防団と各地域が連携し、持続可能な専門機関としていかに発展していくか問題提起をさせていただいた。	消防団員の確保や今後の消防活動については、少子高齢化、過疎化のほか、被用者の増加や若者の地域社会に対する帰属意識の希薄化などにより、現在の消防団員数を確保していくことは難しい状況にあると認識している。 本市においては、令和2年3月、消防団により策定した「花巻市消防団組織等再編計画」に基づき、広域的な視点から必要な団員数の確保や効率的な団員の配置、さらには、消防屯所や消防車両においても、再編による有効性や実効性について、消防団幹部で構成する「花巻市消防団組織等見直し委員会」により定期的に検討されている状況である。 本計画の推進により、令和5年4月、湯本地域の「第3分団の第1部と第2部」が統合したほか、今年の12月に、東十二目地域の「第4分団の第8部と第9部」が地域の合意を得て統合予定と伺っている。 統合した部からは、「出動できる団員が増えた」、「装備品が補填できた」、「部の士気が上がった」などの意見があった。 今後においては、新入団員の確保に向けた広報活動の強化を図っていくとともに、地域住民や関係者の理解と協力を得ながら再編を支援してまいりたいと考えている。	・SNSにより情報発信を行い加入促進を図っているが、今後さらに投稿数を上げ、情報発信を行っていくこととした。 ・また、必要があれば再編・統合についての助言を行っていくこととした。	完了
2	消防本部	総務課	消防団員の確保について	少子高齢化など様々な環境の変化もあり、団員の確保が難しくなっている。 消防団としても今後の活動のあり方について教えてほしい。 例えば、消防操法競技会など様々な活動があり、家庭の時間がとれないといった意見も出ている。今後の消防団としての活動の方向性をもう少しお話しいただきたい。	団員の確保ということで、様々な手段で広報活動をしている。 また、消防の活動を理解してもらえよう消防フェスティバルの開催を11月9日に計画している。昨年、矢沢小学校の生徒を対象とした授業を実施し、大変好評をいただけており、今年は笹岡第一小学校でも実施した。10月9日には矢沢小学校で防災授業を実施する予定である。 消防操法競技会が非常に負担であり、練習の時間が取れないという理由により、入団を断る事例もあると伺っている。 来年、花巻市においても消防操法競技会を企画している。先日行った消防団本部会議において、これまでは花巻、石鳥谷、東和、大迫の各地域で大会を行っていたが、廃止し大会を1本とすることになった。各地域から出場する部数の制限は設けず、出場の機会を確保しつつ、負担に感じている部分については軽減できるよう検討している段階である。 お話のあったとおり消防団に時間が割けないというご意見があり、この点についても消防団本部会議で取り上げているところであり、行事時間の短縮等改善をしていきたいと考えている。	・令和7年10月6日開催の「団本部会議」において、消防団幹部と協議したうえで団員の負担軽減のため、行事の見直しや、時間短縮を行っていくこととした。	完了
3	消防本部	総務課	消防団員の確保について	実人数が足りないということで、今後もますます拍車がかかると思う。 広報活動やイベント等で、どの程度改善できるのか、先行きは暗いと思う。 昔は農家が多く、自由になる時間が多かったが、今の若い人達は会社で働いている。職場から出動しなければならない場合、職場の理解が得られないと難しい。市役所職員も、消防団に入っていた。 消防署や市から、会社に働きかけるなど、抜本的な取り組みが必要だと考える。	【消防長】 消防団員で農家の方は非常に少なく、9割近くの団員が被用者である。消防団の活動を職場に理解していただくことは必要であると考えます。2～3年前に消防団長と一緒に消防団協力事業所を訪問した経緯がある。そのような活動を強化していきたいと思っている。 現在市職員の中で、50人弱が団員として活動している。強制はできないが、理解を求めるようにしていきたいと思っている。 【市長】 人員確保の問題は、消防団にとどまらず、人員確保に苦劳しているというお話があった。 今日、交通指導隊の方がお見えになり、人員確保に苦劳しているというお話があった。 民生委員児童委員や保健推進委員も、人員確保に苦劳している。 消防団の定員も減したが、いざという時に出動して地域を守るために、具体的に何が必要で何人が必要なのか、現場の声を聞きながら考えていく段階に来ているのではないかと思う。	・令和8年4月1日付けで、新たに消防団協力事業所を1社認定することとしている。今後も継続して、消防団の活動についての理解や協力を求めていくこととしている。	完了
4	消防本部	総務課	消防団員の確保について	昔に比べて地域との関係が希薄になったと感じる。個人情報の関係で、誰がどこに住み、何の仕事をしているかわからないため、地域に苦い方がいるかわからない。ある程度の情報が無ければ勧誘ができない。また、飲み会の場でコミュニケーションを取りながら団員を確保してきた。 地域の方々が消防団に興味が持てるように、分団でも企画するなどコミュニケーションをとる機会を増やしていくことが必要だと感じる。	当日コメントなし	・地域の方々から興味・関心を持いただけるように、分団で実施する訓練等についても積極的にSNS等で発信することとした。	完了
5	消防本部	総務課	消防団員の確保について	先日、幹部会議があり、操法訓練のときの出動手当について話があり、選手は手当が出るが、サポートの方々は出ていない状況である。以前は、各部に出動手当がアールされており、各部で使っていたが、今は個人個人の通帳に入金されるようになっていく。せっかく協力していただいているので、少し検討していただけないか。	【消防長】 消防団員の手当や報酬の取り扱いが非常に厳しくなっている。消防団員個人に支給すべき手当を勝手に使用したなど事件があったことから、花巻市では個人に支給している状況であり、以前のように各部で分配することができなくなっている。 操法訓練は選手だけではなく、サポートしていただき練習していることは認識しているので、財政担当と相談しながら検討していきたい。 【市長】 消防操法競技会に出場するチームが減れば、その分財源は出くる。 支給できるよう対応してほしい。	・令和8年度から、サポートの団員についても訓練手当を支給することとした。	完了
6	建設部	建築住宅課	空き家対策について	私の地域にも20件ほど空き家がある。これは一人暮らしの方が高齢になり、施設に入所されたり、亡くなられたり、また転居して空き家になったものである。 空き家は基本的に持ち主が庭等の敷地も含め適切に管理することが当然であると思うが、管理されず放置されたままだと、安全、景観、環境面など問題が生じてくる。 子どもや身内の方、関係者が管理していただければよいと思うが、近くにいないなど難しいケースがあるように思う。私も、空き家の草木が伸び動物が入りしており、何とかならないかという相談を受けたことがある。近くに関係者がいたため、私からお話をして対応していただいた。空き家の他に空き工場もあり、さらにも草木や動物の出入りがあったため、看板に記載された管理会社に電話をして対応を依頼した。 今後、人口減少が進み空き家が増えていくことが想定される。市として、空き家問題の捉え方、空き家対策等のご説明を伺う。	令和7年9月31日時点において、市で把握している空き家の件数は1,166件となっており、そのうち矢沢地区では76件となっている。この件数は、平成24年度に各行政区長から寄せられた情報を基に調査を行ったもので、このほかにも潜在的な空き家はあるものと考えている。 空き家の管理については、原則的には、所有者等が周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な管理を行わなければならないこととなっている。市においても、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、「花巻市空き家等対策計画」を策定し、空き家の適切な管理の促進に取り組んでいる。具体的な取り組みの内容としては、毎年、空き家の所有者等が自ら適切に管理しなければならないことを認識していただくため、固定資産税の納税通知書を送付する際に、空き家の敷地から隣地や道路などに草木が越境していたり、空き家にハチが営巣している又は動物が棲みついているなどの通報があった場合は、職員が現地を確認した上で、所有者等に対し適切な管理を促す文書を送付しており、その際には、空き家バンクへの登録や草刈り等の管理代行サービスを行っている花巻市シルバー人材センターのチラシ、害虫・害獣駆除事業者の一覧などを添付して、所有者等が自ら対応していただく方法を周知している。 空き家の所有者等が抱える問題などについては、岩手県司法書士会、岩手県宅地建物取引業協会、岩手県土地家屋調査士会、岩手県建築士会花巻支部の各種専門団体と連携し、問題解決に向けた相談窓口を設けている。また、例年8月には空き家等無料相談会を開催しており、今年も8月8日から9日の2日間にわたり花巻市文化会館を会場として開催し、17組から相談があった。 空き家の解体等を自ら行う所有者等に対する支援については、保安上危険な状態となっている空き家の除却に要する費用の一部を補助する「花巻市老朽危険住宅除却費補助金」や、空き家を解体した上で同一敷地に住宅や店舗などを新築する場合には、空き家の解体に要する費用の一部を補助する「花巻市空き家等解体活用事業補助金」を設けている。 空き家の所有者等による適切な管理が行われず、そのまま放置すれば著しく保安上危険な状態又は衛生上有害な状態となるおそれのある空き家などについては、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、特定空き家等に認定し、改善が見られない場合は、行政代執行などの法的措置をとることとなるが、個人の財産に巨額の市税を投資すること、その費用回収が見込まれないことがほとんどであるため、特定空き家等の認定については慎重に対応する必要があるものと考えている。本市における事例としては、上町地内の個人所有ビルが倒壊などのおそれがあるため、特定空き家等に認定したものの、所有者の経済的理由により改善措置が講じられなかったことから、市が行政代執行で建物を解体した上で、跡地の差押えを行い、売却に付しているが、解体に要した費用の大部分が回収を見込めない状況となっている。 令和5年12月に施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の中では、適切な管理がなされておらずそのまま放置すれば特定空き家等になるおそれのある空き家等と位置付け、特定空き家等になる前の段階から所有者等に対して指導や勧告をすることができることとなり、勧告を受けた管理不全空き家等の敷地は、地方税法の規定に基づき、固定資産税の住宅用地特例が適用されないこととなる。このことを受け、市では、令和8年度からの次期「花巻市空き家等対策計画」に盛り込むため、管理不全空き家等の認定に関する判断基準の作成などの準備を進めている状況である。 なお、市では、空き家の発生予防対策として、国土交通省が日本司法書士会連合会及び全国空き家対策推進協議会と共同で編集発行した「住まいのエンディングノート」を市のホームページからも閲覧できるようにしているが、当地区にお住まいの方々に広く周知をしていただくなど、空き家の発生予防へのご協力をお願いする。	【建築住宅課】 令和7年9月31日時点において、市で把握している空き家の件数は1,166件となっており、そのうち矢沢地区では76件となっている。この件数は、平成24年度に各行政区長から寄せられた情報を基に調査を行ったもので、このほかにも潜在的な空き家はあるものと考えている。 空き家の管理については、原則的には、所有者等が周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な管理を行わなければならないこととなっている。市においても、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、「花巻市空き家等対策計画」を策定し、空き家の適切な管理の促進に取り組んでいる。具体的な取り組みの内容としては、毎年、空き家の所有者等が自ら適切に管理しなければならないことを認識していただくため、固定資産税の納税通知書を送付する際に、所有者等の責務に関するリーフレットを同封し、空き家問題についての注意喚起をしている。また、空き家の敷地から隣地や道路などに草木が越境していたり、空き家にハチが営巣している又は動物が棲みついているなどの通報があった場合は、職員が現地を確認した上で、所有者等に対し適切な管理を促す文書を送付しており、その際には、空き家バンクへの登録や草刈り等の管理代行サービスを行っている花巻市シルバー人材センターのチラシ、害虫・害獣駆除事業者の一覧などを添付して、所有者等が自ら対応していただく方法を周知している。 空き家の所有者等が抱える問題などについては、岩手県司法書士会、岩手県宅地建物取引業協会、岩手県土地家屋調査士会、岩手県建築士会花巻支部の各種専門団体と連携し、問題解決に向けた相談窓口を設けている。また、例年8月には空き家等無料相談会を開催しており、今年も8月8日から9日の2日間にわたり花巻市文化会館を会場として開催し、17組から相談があった。 空き家の解体等を自ら行う所有者等に対する支援については、保安上危険な状態となっている空き家の除却に要する費用の一部を補助する「花巻市老朽危険住宅除却費補助金」や、空き家を解体した上で同一敷地に住宅や店舗などを新築する場合には、空き家の解体に要する費用の一部を補助する「花巻市空き家等解体活用事業補助金」を設けている。 空き家の所有者等による適切な管理が行われず、そのまま放置すれば著しく保安上危険な状態又は衛生上有害な状態となるおそれのある空き家などについては、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、特定空き家等に認定し、改善が見られない場合は、行政代執行などの法的措置をとることとなるが、個人の財産に巨額の市税を投資すること、その費用回収が見込まれないことがほとんどであるため、特定空き家等の認定については慎重に対応する必要があるものと考えている。本市における事例としては、上町地内の個人所有ビルが倒壊などのおそれがあるため、特定空き家等に認定したものの、所有者の経済的理由により改善措置が講じられなかったことから、市が行政代執行で建物を解体した上で、跡地の差押えを行い、売却に付しているが、解体に要した費用の大部分が回収を見込めない状況となっている。 令和5年12月に施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の中では、適切な管理がなされておらずそのまま放置すれば特定空き家等になるおそれのある空き家等を管理不全空き家等と位置付け、特定空き家等になる前の段階から所有者等に対して指導や勧告をすることができることとなり、勧告を受けた管理不全空き家等の敷地は、地方税法の規定に基づき、固定資産税の住宅用地特例が適用されないこととなる。このことを受け、市では、令和8年度からの次期「花巻市空き家等対策計画」に盛り込むため、管理不全空き家等の認定に関する判断基準の作成などの準備を進めている状況である。 なお、市では、空き家の発生予防対策として、国土交通省が日本司法書士会連合会及び全国空き家対策推進協議会と共同で編集発行した「住まいのエンディングノート」を市のホームページからも閲覧できるようにしているが、当地区にお住まいの方々に広く周知をしていただくなど、空き家の発生予防へのご協力をお願いする。	完了

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
7	建設部 農林部	建築住宅課 農村林務課	空き家対策について	空き家の木を伐採したときの補助金はあるか。	【建築住宅課長】 空き家の木を伐採することへの補助金はない。所有者の方に対応していただくということで、木の伐採や空き家の点検や見回りサービスを行っているシルバー人材センターの情報をお伝えしている。 【建設部長】 基本的に個人の土地にある木は、市が切ることができない。空き家の施策に対する補助金はないが、有害鳥獣からの被害を防ぐということで、実がなる木の伐採に対して農村林務課で補助の制度がある。 【農村林務課確認】 クマをはじめとする有害鳥獣の被害防止対策として、有害鳥獣を引き寄せる原因となりうる不要な果樹を除去するため、柿の木と栗の木の伐採経費に対して、伐採を委託する場合の補助率は2分の1、ただし1本当たりの上限は150,000円、果樹の所有者自身が伐採する場合の補助率は1本当たり2,000円で、補助額総額の上限なしとして助成を行っている。	【建築住宅課】 空き家の木を伐採することへの補助金はない。所有者の方に対応していただくということで、木の伐採や空き家の点検や見回りサービスを行っているシルバー人材センターの情報をお伝えしている。 【農村林務課】 クマをはじめとする有害鳥獣の被害防止対策として、有害鳥獣を引き寄せる原因となりうる不要な果樹を除去するため、柿の木と栗の木の伐採経費に対して、伐採を委託する場合の補助率は2分の1、ただし1本当たりの上限は150,000円、果樹の所有者自身が伐採する場合の補助率は1本当たり2,000円で、補助額総額の上限なしとして助成を行っている。	継続中
8	建設部	建築住宅課	空き家対策について	私の地域では40件ほどが空き家になっている。あるところでは、建物の権利を放棄して市が管理しているという話があった。その空き家には草木が生い茂り、ハクビシンも住んでいる状態である。 権利放棄したものについては、どのような対応になるか。	相続放棄した土地に関しても、市で空き家を管理していることはない。 所有者の方が亡くなれたり、権利を持っている方が全員権利を放棄したような空き家を何件か把握しているが、基本的には何もできない状況である。 仮にその空き家が倒れてきて危険な状況である場合は、特定空き家等に認定して市で行政代執行することになると思う。 先ほど部長が申し上げたとおり、令和5年度に空き家の法改正があり、相続放棄した空き家について相続財産清算制度というものができ、これまで利害関係人しか裁判所に申し立てができなかったが、市町村の方でも裁判所に申し立てすることができ、裁判所で相続財産の清算人を選任するような仕組みとなっている。 危険な空き家に関しては、法的な措置をとり対応していくこととなり、普段の管理をしてほしいということであれば、所有者不明建物管理制度というものを受けて裁判所に申し立てをして対策をとることが可能となった。 お話のあった空き家について、後で詳しく教えていただきたい。	【建築住宅課】 相続放棄した土地に関しても、市で空き家を管理していることはない。 所有者の方が亡くなれたり、権利を持っている方が全員権利を放棄したような空き家を何件か把握しているが、基本的には何もできない状況である。 仮にその空き家が倒れてきて危険な状況である場合は、特定空き家等に認定して市で行政代執行することになると思う。 先ほど部長が申し上げたとおり、令和5年度に空き家の法改正があり、相続放棄した空き家について相続財産清算制度というものができ、これまで利害関係人しか裁判所に申し立てができなかったが、市町村の方でも裁判所に申し立てすることができ、裁判所で相続財産の清算人を選任するような仕組みとなっている。 危険な空き家に関しては、法的な措置をとり対応していくこととなり、普段の管理をしてほしいということであれば、所有者不明建物管理制度というものを受けて裁判所に申し立てをして対策をとることが可能となった。 <対応状況> 当該空き家に関する詳細な情報提供なし	完了
9	教育部	教育企画課	矢沢地区義務教育学校整備事業の進捗状況について	矢沢地区に予定している市の重要な計画であるため、本日時間を頂戴し説明させていただく。 矢沢地区には小中一貫教育の義務教育学校を設立することで、矢沢小・中学校の職員やPTA、地域の方々で組織する設立委員会を組織し、設立に向けて準備を進めているところである。その推進については随時、学校設立委員会だよりの発行により、お知らせしているところである。 この学校の整備方針としては、現在の中学校を長寿命化し、不足分は新増築することということで、9月15日に発行した学校設立委員会だよりの第7号でお知らせした内容のうち、開校までのスケジュールについて報告をする。 矢沢地区義務教育学校の整備に向けて令和6年9月から令和7年7月までの期間で基本設計を実施した。学校の計画配置図や校舎、屋内運動場の間取りの他、工事のスケジュールについて見直しも検討してきた。 基本設計の中で示されたスケジュールとしては、増築する校舎の屋内運動場の建設工事は令和10年3月までの完成が見込まれており、1年生から6年生が入る既存の中学校の校舎の長寿命化改良工事については、増築棟が完成し、中学生が引っ越した後でなければ工事を開始することができないために、令和10年9月までの完成となっている。 校舎の増築は令和10年1月、屋内運動場は令和10年2月、グラウンドは令和10年3月の工事完了見込みとなっており、ここまでは令和10年度初めまでに完了の予定となっている。既存の校舎の長寿命化工事は令和10年9月の完了見込みとなっている。 教育委員会では、この工事完了見込みのスケジュールを踏まえて、小学校からの移転時期や学校運営、それから学校教育等の様々な面から義務教育学校の開校時期を検討した。1年生から6年生が令和10年度の途中で新校舎に移る場合であっても、義務教育学校の開校は可能であると考え、学校の先生方には、校舎の移動等でご苦労をおかけすることもあると思うが、矢沢地区義務教育学校の開校については、当初予定していた通り、令和10年4月としたいと考え、開校当初は旧矢沢小学校との施設分離型として、令和10年度の3学期からは、施設一体型の義務教育学校として本格始動する予定としている。 増築校舎は、令和10年1月に工事が完了するため、中学生はその後に移動して、令和9年度の3学期から増築校舎に入ることができる。今年中学1年生の生徒にも少しでも新しい校舎で学校生活を送っていただき、新しい屋内運動場で卒業式を迎えていただきたいと考え、年度途中での移動は大変なことあると思うが、このようなスケジュールにしたいということ考えたところである。 令和10年4月に義務教育学校を開校するものの矢沢小学校の校舎を使用している小学生は既存校舎の長寿命化改良工事が終了した後、令和10年度の冬休み中に移動し、3学期から新しい校舎での生活となり、本格的に施設一体型の義務教育学校をスタートさせるということと考えている。 なお、矢沢小学校の校舎や、屋内運動場については、令和11年度に解体することを考えているところである。 今後、施設整備の他、開校に向けての学校運営に関する検討も進めていき、これらの動きについては、地域の皆様に随時、学校設立委員会だよりを通してお知らせしていきたい。	矢沢地区に予定している市の重要な計画であるため、本日時間を頂戴し説明させていただく。 矢沢地区には小中一貫教育の義務教育学校を設立することで、矢沢小・中学校の職員やPTA、地域の方々で組織する設立委員会を組織し、設立に向けて準備を進めているところである。その推進については随時、学校設立委員会だよりの発行により、お知らせしているところである。 この学校の整備方針としては、現在の中学校を長寿命化し、不足分は新増築することということで、9月15日に発行した学校設立委員会だよりの第7号でお知らせした内容のうち、開校までのスケジュールについて報告をする。 矢沢地区義務教育学校の整備に向けて令和6年9月から令和7年7月までの期間で基本設計を実施した。学校の計画配置図や校舎、屋内運動場の間取りの他、工事のスケジュールについて見直しも検討してきた。 基本設計の中で示されたスケジュールとしては、増築する校舎・屋内運動場の建設工事は令和10年2月までの完成が見込まれており、1年生から6年生が入る既存の中学校の校舎の長寿命化改良工事については、増築棟が完成し、中学生が引っ越した後でなければ工事を開始することができないために、令和10年9月までの完成となっている。 校舎の増築は令和10年1月、屋内運動場は令和10年2月、グラウンドは令和9年11月の工事完了見込みとなっており、ここまでは令和10年度初めまでに完了の予定となっている。既存の校舎の長寿命化工事は令和10年9月の完了見込みとなっている。 教育委員会では、この工事完了見込みのスケジュールを踏まえて、小学校からの移転時期や学校運営、それから学校教育等の様々な面から義務教育学校の開校時期を検討した。1年生から6年生が令和10年度の途中で新校舎に移る場合であっても、義務教育学校の開校は可能であると考え、学校の先生方には、校舎の移動等でご苦労をおかけすることもあると思うが、矢沢地区義務教育学校の開校については、当初予定していた通り、令和10年4月としたいと考え、開校当初は旧矢沢小学校との施設分離型として、令和10年度の3学期からは、施設一体型の義務教育学校として本格始動する予定としている。 増築校舎は、令和10年1月に工事が完了するため、中学生はその後に移動して、令和9年度の3学期から増築校舎に入ることができる。今年中学1年生の生徒にも少しでも新しい校舎で学校生活を送っていただき、新しい屋内運動場で卒業式を迎えていただきたいと考え、年度途中での移動は大変なことあると思うが、このようなスケジュールにしたいということ考えたところである。 既存の矢沢中学校校舎の長寿命化改良工事は、中学生が増築棟に移動しないといけないということから、令和9年度の3学期から本格的に工事を開始し、令和10年度の2学期までに工事を終了する予定としている。 令和10年4月に義務教育学校を開校するものの矢沢小学校の校舎を使用している小学生は既存校舎の長寿命化改良工事が終了した後、令和10年度の冬休み中に移動し、3学期から新しい校舎での生活となり、本格的に施設一体型の義務教育学校をスタートさせるということと考えている。 なお、矢沢小学校の校舎や、屋内運動場については、令和11年度に解体することを考えているところである。 今後、施設整備の他、開校に向けての学校運営に関する検討も進めていき、これらの動きについては、地域の皆様に随時、学校設立委員会だよりを通してお知らせしていきたい。	矢沢地区に予定している市の重要な計画であるため、本日時間を頂戴し説明させていただく。 矢沢地区には小中一貫教育の義務教育学校を設立することで、矢沢小・中学校の職員やPTA、地域の方々で組織する設立委員会を組織し、設立に向けて準備を進めているところである。その推進については随時、学校設立委員会だよりの発行により、お知らせしているところである。 この学校の整備方針としては、現在の中学校を長寿命化し、不足分は新増築することということで、9月15日に発行した学校設立委員会だよりの第7号でお知らせした内容のうち、開校までのスケジュールについて報告をする。 矢沢地区義務教育学校の整備に向けて令和6年9月から令和7年7月までの期間で基本設計を実施した。学校の計画配置図や校舎、屋内運動場の間取りの他、工事のスケジュールについて見直しも検討してきた。 基本設計の中で示されたスケジュールとしては、増築する校舎・屋内運動場の建設工事は令和10年2月までの完成が見込まれており、1年生から6年生が入る既存の中学校の校舎の長寿命化改良工事については、増築棟が完成し、中学生が引っ越した後でなければ工事を開始することができないために、令和10年9月までの完成となっている。 校舎の増築は令和10年1月、屋内運動場は令和10年2月、グラウンドは令和9年11月の工事完了見込みとなっており、ここまでは令和10年度初めまでに完了の予定となっている。既存の校舎の長寿命化工事は令和10年9月の完了見込みとなっている。 教育委員会では、この工事完了見込みのスケジュールを踏まえて、小学校からの移転時期や学校運営、それから学校教育等の様々な面から義務教育学校の開校時期を検討した。1年生から6年生が令和10年度の途中で新校舎に移る場合であっても、義務教育学校の開校は可能であると考え、学校の先生方には、校舎の移動等でご苦労をおかけすることもあると思うが、矢沢地区義務教育学校の開校については、当初予定していた通り、令和10年4月としたいと考え、開校当初は旧矢沢小学校との施設分離型として、令和10年度の3学期からは、施設一体型の義務教育学校として本格始動する予定としている。 増築校舎は、令和10年1月に工事が完了するため、中学生はその後に移動して、令和9年度の3学期から増築校舎に入ることができる。今年中学1年生の生徒にも少しでも新しい校舎で学校生活を送っていただき、新しい屋内運動場で卒業式を迎えていただきたいと考え、年度途中での移動は大変なことあると思うが、このようなスケジュールにしたいということ考えたところである。 既存の矢沢中学校校舎の長寿命化改良工事は、中学生が増築棟に移動しないといけないということから、令和9年度の3学期から本格的に工事を開始し、令和10年度の2学期までに工事を終了する予定としている。 令和10年4月に義務教育学校を開校するものの矢沢小学校の校舎を使用している小学生は既存校舎の長寿命化改良工事が終了した後、令和10年度の冬休み中に移動し、3学期から新しい校舎での生活となり、本格的に施設一体型の義務教育学校をスタートさせるということと考えている。 なお、矢沢小学校の校舎や、屋内運動場については、令和11年度に解体することを考えているところである。 今後、施設整備の他、開校に向けての学校運営に関する検討も進めていき、これらの動きについては、地域の皆様に随時、学校設立委員会だよりを通してお知らせしていきたい。	完了
10	教育部	教育企画課	矢沢地区義務教育学校整備事業の進捗状況について	いつから工事が着工するか。資材等の高騰により、入札不調となる可能性もあるため、早めに着手し余裕を持った工期にしたほうがよいと思う。	入札が順調にいく前提ではあるが、令和8年9月から増築工事を開始する予定である。	工事案件によっては、議会での承認が必要となる工事があるため、必要な手続きを踏まえた工事発注スケジュールを計画し、早期に発注できるように進めていく。	完了
11	教育部	教育企画課	矢沢地区義務教育学校整備事業の進捗状況について	学童クラブの場所はどのあたりになるのか。	学童クラブについては、まだ設計等に入っていないが、グラウンド脇に建設を予定している。 今後設計等に係る予算を措置し、この義務教育学校の開設と併せて整備を進め、令和10年度の3学期に完成ということ計画している。	学童クラブについては、まだ設計等に入っていないが、グラウンド脇に建設を予定している。 今後設計等に係る予算を措置し、この義務教育学校の開設と併せて整備を進め、令和10年度の3学期に完成ということ計画している。	完了